

# 第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン (素案)

令和元(2019)年

立川市

## 第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン

### 目次

はじめに（理念） .....	3
第1章 プラン策定の背景と役割 .....	5
1. プラン策定の背景 .....	5
2. プランの位置付け .....	6
3. プランの期間と対象 .....	7
4. プランの策定方法 .....	7
第2章 本市の子どもと子育て家庭の現状.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
1. 子どもと子育て家庭を取り巻く状況.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
2. 第3次 夢育て・たちかわ子ども21プランの取組状況.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
第3章 プランの基本的な考え方 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
1. 基本理念(あるべき姿).....	エラー! ブックマークが定義されていません。
2. 3つの基本的な視点 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
3. 7つの施策目標.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
4. 施策の体系 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。
第4章 プランの施策内容 .....	エラー! ブックマークが定義されていません。

## はじめに（理念）

・・・子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまさに・・・

子どもたちは「世の中を映す鏡」です。

世の中が希望に満ち、おとなたちがはつらつと生きているときには、子どもたちの笑顔も輝き、希望に満ちます。子どもたちの生きる姿の中に、わたしたちおとな自身が見えています。

子どもたちは「未来を映す鏡」です。

子ども時代に人は、おとなになって体験することのひな型をすべて体験するといいます。子ども時代に、人に支えてもらうことや人を支えることの喜びをたくさん体験した子どもは、おとなになっても、それを生きる信条にするでしょう。子ども時代に、自分の生活を自分の頭と身体で創造することが一番大事だということを学ばなかった子どもは、おとなになっても、生活を創造することが苦手になるでしょう。子どもたちの今の中に、二十年後、三十年後の社会が見えてくるのです。

子どもたちをしっかりと見つめ、そのひとつひとつの命を大切にすることは、わたしたちの社会を見直すことであり、わたしたちの現在と未来を、希望をもって構想することにまっすぐつながります。

そうした思いをもって、このプランでは、立川に生き、立川で生活する子どもたちの命が生き生きと輝くようになるための具体策を、懸命に考えました。このプランは、実現可能性を考え合わせた上で、立川市の市民と行政が、一語一語、一緒につくりあげたものです。

このプランは、今後の子ども関係の施策展開にあたって基本となる視点に配慮してつくっています。

その一つ目は、すべての子どもが人間として幸せに生きる権利をもっている、という立場から、「**子ども自身の育ちへの支援**」をベースにしているということ。

子どもは、生まれる時代も国や場所も選べません。生まれつきの環境や条件の違いに、子どもはまったく責任がありません。でもその子どもは、生まれた瞬間から、生きていくことの重さを自分で背負わなければなりません。荷の背負い方が上手にできるか否かでその子、その人の幸せ度が決まるのであれば、わたしたちのやることはたったひとつ。それは、どの子にも「生きていくってほんとうにおもしろい。どきどきわくわくする」「生まれてきてよかった」「わたしはわたしらしく生きていくよ」と感じてもらおうようにする、このことだけです。

子どもには本来、自分で育っていく力があります。すべて親に育てられるというこ

とはありません。地域のいろいろなおとなが子どもの育ちを見守る中で、自己決定しながら自主性や社会性を育てていきます。子どもが自ら育っていく力が回復されなければなりません。

二つ目に重視したのは、「子どもたちひとりひとりが、さまざまなニーズをもった多様な存在だ」という認識から、出発しようとしたこと。

子どもたちの中には、ありあまるものを受けてアップアップしている子もいれば、必要な養育や教育を受けることができず、その可能性をうまく引き出されていない子もいます。障害があるなし、程度もまた、ひとりひとり違います。外国籍の子や多様な文化的背景をもつ、少数派の子もいます。そういった子どもたちも含めたひとりひとりに、できるだけきめこまやかなサポートを提供したい、これが強い思いでした。

三つ目に、この子ども支援を、「立川」というまちを創造的に作り続ける大事な機会にしようと考えてきました。それには二つの意味があります。

ひとつは、これからは市民の生活に直接関係がある事業は、できるだけ市民自身も担い、行政がそれを支え、持続的な事業にしたいということ。別の言い方をすると、子ども支援を、市民が参画して新しい自治のあり方を探り進める大事なきっかけにしたい、ということです。

もうひとつは、子ども支援ということ、幼い子の子育てへの支援とだけ考えず、小学生・中学生・高校生・若者への支援、親への支援、家庭への支援、そして地域の高齢者への支援なども含んで考えたことです。そうすると子育て支援は、まちづくり、地域づくりへと、必然的に広がり、つながっていきます。

「子ども支援でまちづくり」、これも大切な視点でした。

そのため、このプランをつくった後も、市民と行政がひとつになって、このプランが実現されるのを市民的立場で検証する組織をより積極的に活用しながら、そこに必要な人材を確保するということを提案しています。プランづくりがプランづくりで終わらないで、新しいまちづくりの、一歩になることを願ったのです。

みなさん、立川市を、子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちにしていましましょう。それはとりもなおさず、わたしたちのくふるさと立川を、子どもたちとともに創造していく営みなのです。

# 第 1 章 プラン策定の背景と役割

## 1. プラン策定の背景

平成 2（1990 年）の「1.57 ショック<sup>1</sup>」を契機に少子化が社会問題として認識され、国においては 6（1994 年）年 12 月の「エンゼルプラン」の策定以降、さまざまな少子化対策を推進してきました。しかし、平成 17（2005）年には、国が明治 32（1889）年に人口動態の統計をとり始めて以来、初めて出生数が死亡数を下回り、総人口が減少に転ずる人口減少社会が到来しました。出生数は 106 万人、合計特殊出生率は 1.26 と、いずれも過去最低で、従来の対策では、少子化の流れを変えることはできませんでした。

折りしも、平成 15（2003）年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、市町村に次世代育成支援対策の行動計画の策定が義務づけられました。

その後、幼児期の教育・保育の質を高め、保育の量を拡大し、地域における子ども・子育て支援を充実するため、平成 24（2012）年に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、国においては、同法に基づき、子ども・子育て支援の新たな制度が創設され、「子どもの最善の利益」が実現する社会を目指していくことになりました。

本市においては、この法律が求める内容より広い、子どもに関する総合計画として「夢育て・たちかわ子ども 21 プラン（平成 17（2005）年度～21（2009）年度）」を策定し、理念である「子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちに」の実現に向け取り組みました。その後策定した「第 2 次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン（平成 22（2010）年度～26（2014）年度）」「第 3 次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン（平成 27（2015）年度～令和 2 平成 3 1（2019）年度）」においても、基本理念を継承しつつ、時代の変化や保護者のニーズに対応してきました。

しかし、国全体で見れば少子化の流れは止まらずに、平成 30（2018）年には出生者数は国全体で 91.8 万人となり、令和 4 元（2019）年では出生者数は 90 万人を下回ることで確実となるなど、少子化の流れはより進んでいます。

本市においては、こうした背景を踏まえ、引き続き、子ども自身の育ちと子育て家庭を支援するとともに、家庭や学校、地域、職域など、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、相互に協力し、一体となって子ども・子育て支援を推進するため、「第 4 次夢育て・たちかわ子ども 21 プラン」を策定します。

このプランは、第 1 次から第 4 次まで一貫して、子どもを生み・育てるかどうかは当事者の選択にゆだねるとしても、子どもを生み・育てることに夢を持てる社会をつくることは、将来の世代に対して果たすべき務めであり、生まれてきた子ども自身が心身ともに健やかに育つための支援は、社会全体の責務であるとしています。

<sup>1</sup> 1.57 ショック：平成 2（1990）年に厚生省（現 厚生労働省）がまとめた前年の人口動態統計で、合計特殊出生率（1 人の女性が生涯に産む子どもの数）が過去最低の 1.57 となったことが発表されました。人口統計調査が開始され、合計特殊出生率の算出が始まってからの展低記録は「丙午（ひのえうま）」にあたる昭和 41（1966）年の 1.58 ですが、それをさらに下回り、出生率が史上最低になったのがこの年です。

## 2. プランの位置付け

「第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン」の位置付けは以下のとおりです。

- 立川市独自の子どもに関する総合計画です
- 「立川市第4次長期総合計画~~前後~~期基本計画」の子ども・子育てに関する個別計画です
- 以下の計画を内包しています

- ・子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- ・児童福祉法に基づく市町村整備計画（保育所等の整備に関する計画）
- ・「健やか親子21（第2次）」を基本とした母子保健計画
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画
- ・子供の貧困対策の推進に関する法律に基づく子供の貧困対策計画

- 福祉や教育の個別・関連計画と整合・調和を図っています

立川市第4次長期総合計画（平成27（2015）年度～令和6（2024）年度）



### 第4次夢育て・たちかわ子どもプラン21 （令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）

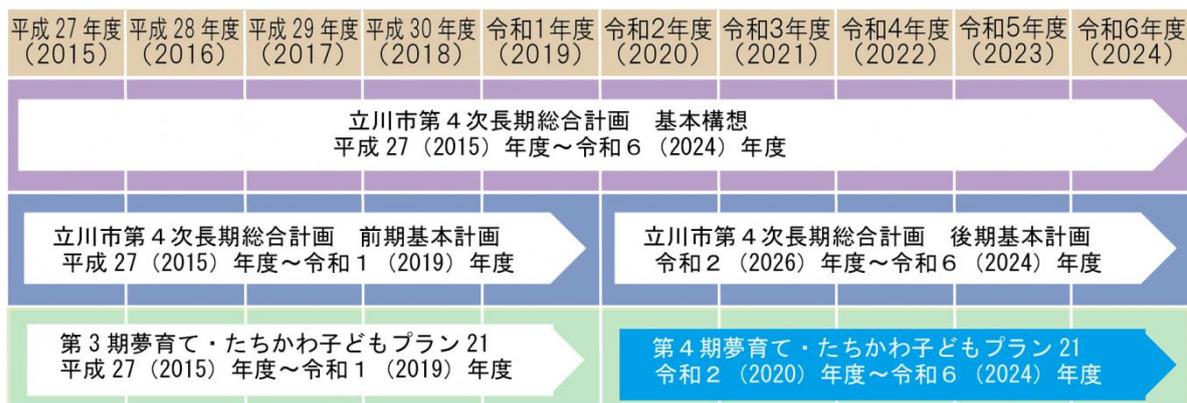
- ・子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- ・児童福祉法に基づく市町村整備計画（保育所等の整備に関する計画）
- ・「健やか親子21（第2次）」を基本とした母子保健計画
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく自立促進計画
- ・子供の貧困対策の推進に関する法律に基づく子供の貧困対策計画

- ・第4次地域保健医療計画
- ・第3次地域福祉計画
- ・第5次障害者計画
- ・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画
- ・第2次学校教育振興基本計画
- ・第6次男女平等参画推進計画
- ・特別支援教育実施計画
- ・第5次生涯学習推進計画
- ・第3次子ども読書活動推進計画
- ・スポーツ推進計画
- その他、子ども、子育て支援、貧困に関する事項を定めた計画

### 3. プランの期間と対象

「第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン」の計画期間は、令和2（2020）年度を初年度とし、令和6（2024）年度までの5年間です。ただし、社会情勢の変化や市民の意向などに的確に対応するため、必要に応じて見直すことができますものとします。

プランの対象は、うまれる前から概ね18歳までのすべての子どもと子育て家庭です。ただし、若者の自立支援など、その事業の内容により、柔軟に対応します。



### 4. プランの策定方法

#### 〔1〕 市民意向調査の実施

「第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン」を策定するにあたり、市内在住の保護者と子ども本人を対象として、生活実態、教育・保育事業や子育て支援事業の利用状況及びニーズ等、子育て支援策への要望・意見などを把握するため、平成30（2018）年12月に、「第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン市民意向調査」を実施しました。

#### ○調査対象者

立川市在住者を対象に、以下の6区分に該当する人を対象とした調査を実施しました。

区分	調査対象	配布件数
I	調査票1 就学前児童の保護者	2,000
II	調査票2 小学生の保護者	1,000
III	調査票3 中学生・高校生世代の保護者	1,000
IV	調査票4 小学5年生子ども本人	242
V	調査票5 中学2年生子ども本人	204
	調査票5 高校2年生世代子ども本人	200
VI	調査票6 ひとり親(18歳未満の子どもを扶養する配偶者のいない父または母)家庭の保護者	400
	合計	5,046

○調査対象者の抽出

1. 区分Ⅰ～Ⅲ、Ⅴの高校2年生世代子ども本人
  - ・住民基本台帳システムから電算無作為抽出
2. 区分Ⅳ、Ⅴの中学2年生子ども本人
  - ・任意に選択した市内小学校（7校）の小学5年生の1クラス
  - ・任意に選択した市内中学校（6校）の中学2年生の1クラス
3. 区分Ⅵ
  - ・福祉総合システムから電算無作為抽出

○調査方法

区分	方法
Ⅰ～Ⅲ Ⅴの高校2年生世代子ども本人、Ⅵ	郵送による配布及び回収 礼状(兼督促状)の発送
Ⅳの小学5年生子ども本人 Ⅴの中学2年生子ども本人	調査対象となる学校へ直接配布及び回収

○調査期間

平成30年12月6日（木）～平成30年12月25日（火）

※平成30年12月17日（月）に礼状（兼督促状）を発送

○回収状況

区分	調査対象	配布 件数	不在 返送	有効配布 件数	回収 数	回収率
Ⅰ	調査票1 就学前児童の保護者	2,000	4	1,996	1,194	59.8%
Ⅱ	調査票2 小学生の保護者	1,000	0	1,000	574	57.4%
Ⅲ	調査票3 中学生・高校生世代の保護者	1,000	1	999	536	53.7%
Ⅳ	調査票4 小学5年生子ども本人	242	0	242	221	91.3%
Ⅴ	調査票5 中学2年生子ども本人 高校2年生世代子ども本人	404	0	404	269	66.6%
Ⅵ	調査票6 ひとり親(18歳未満の子どもを 扶養する配偶者のいない父ま たは母)家庭の保護者	400	0	400	149	37.3%
	合計	5,046	5	5,041	2,943	58.4%

## 〔2〕 策定体制

「第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン」の策定体制は、外部組織の「夢育て・たちかわ子ども21プラン推進協議会会議」と庁内組織である「夢育て・たちかわ子ども21プラン推進本部」「夢育て・たちかわ子ども21プラン検討委員会」により構成されています。

推進協議会は、子ども本人、公募市民、学識経験者、児童福祉・学校教育の関係者などにより組織され、市長の諮問に基づき、第4次プランの素案の策定について協議・検討いただきました。

推進協議会が市長に答申した素案は、パブリックコメント（意見公募手続）により、市民の意向や意見の反映に務めるとともに、他の個別・関連計画との整合を図るための庁内検討を経て、「第4次夢育て・たちかわ子ども21プラン」になりました。

